

刈谷市農業委員会総会議事録

下記事件付議のため、令和7年4月24日午後4時00分、刈谷市農業委員会総会を刈谷市役所3階301会議室に招集する。

記

議案第1号 農地法第3条の規定による許可について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

議案第4号 生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業一括設定）について

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告第5号 農地改良届出について

農業委員

出席者 13名

1番 山田 友樹	2番 井野 容次	3番 近藤 庄次	4番 近藤 輝彦
5番 加藤ふく子	6番 加藤 彰夫	8番 山本 坂一	9番 山田 正子
10番 杉本 常男	11番 神谷 友裕	12番 塚本 信子	13番 酒井 行教
14番 杉浦 俊広			

欠席者 1名

7番 塚本 忠

農地利用最適化推進委員

出席者 13名

1番 近藤 俊彦	2番 神谷 修二	3番 近藤 靖	4番 岡村 信幸
5番 戸田 一成	6番 杉浦 克己	7番 三浦 和博	8番 尾嶋 二郎
9番 杉浦 克敏	10番 清水 文高	11番 平野 正美	12番 高須 哲也
13番 稲垣 重雄			

午後4時00分、会長議長席につき開会を宣す。

議事に先立ち議事録署名者、下記２名を指名する。

議事録署名者 ９番 山田 正子 １０番 杉本 常男

議 事

議 長 はじめに、議案第５号整理番号１０を上程します。

なお、本件は、農業委員会等に関する法律第３１条第１項により、私、
加藤彰夫は退席いたします。

退席中の議事進行は杉浦会長代理にお願いいたします。

(加藤彰夫委員退席)

杉浦俊広 それでは事務局に説明を求めます。

委 員

事 務 局 それでは、説明させていただきます。

８ページをお願いします。

議案第５号

農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業一括設定）について

〔整理番号１０〕

(所在及び面積)

●●●●

(権利の種類)

賃貸借権

(貸付人)

●●●●

(借受人)

●●●●

(転貸人)

公益財団法人 愛知県農業振興基金

(期間)

令和 7 年 6 月 1 日から令和 1 7 年 1 月 3 1 日まで

説明は以上です。

杉浦俊広
委 員

上程議案についてご審議をお願いします。異議質問等ありませんか。

(異議質問等なし。)

質問等なければ、上程議案につきまして採決をいたします。議案第 5 号
整理番号 1 0 を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

異議なしと認め、議案第 5 号整理番号 1 0 を原案通り決定します。

(加藤彰夫委員着席)

議 長

次に、議案第 1 号から議案第 5 号及び報告第 1 号から報告第 5 号までを一括上程し、事務局に説明を求めます。

事 務 局

それでは、説明させていただきます。

1 ページをお願いします。

議案第 1 号

農地法第 3 条の規定による許可について

〔受付番号 1〕

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

●●●●

(譲渡人)

●●●●

(譲受人)

●●●●

経営規模拡大のために所有権を移転するもので、申請地取得後の譲受人の経営面積は68aになります。また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

2ページをお願いします。

議案第2号

農地法第5条の規定による許可申請について

〔受付番号1〕

(権利の種類)

使用貸借権

(所在及び面積)

●●●●

(譲渡人)

●●●●

(譲受人)

●●●●

(転用事由)

分家住宅建築

申請地は、富士松北幼稚園の北西約750mのところに位置しています。住宅・店舗等が連たんしている区域に隣接する区域にあり、その規模が10ha未満の農地であるため、第2種農地と判断致しました。

申請人は、住所地にて妻と２人で暮らしていますが、手狭であることから、新たな住宅の建築を計画しました。そこで、市街化調整区域内ではありますが、自己用住宅１棟 92.72㎡を建築したく、本申請に及んだものです。

また、都市計画法建築許可については建築課と協議されており、許可の見込みはありとの回答を得ています。

〔受付番号２〕

（権利の種類）

賃貸借権

（所在及び面積）

●●●●

（貸人）

●●●●

（借人）

●●●●

（転用事由）

粘土採取（一時転用）

申請地は、富士松中学校の北西約 600m のところに位置しています。
農地区分は、農用区域内農地です。

申請人は、豊明市に本社を置き、主に土木工事業や粘土採取業を営む法人です。申請人は、粘土採取の適地を探していたところ、本申請地周辺で良質な粘土が採取できることを知り、粘土採取場として一時転用したく、本申請に及んだものです。

なお、粘土採取後、埋め戻しに使用する土は良質土を使用し、農地復元計画書に基づき敷地全体を耕作可能な田や畑に復旧します。

また、土砂等の採取及び埋立て等許可及び水路占用許可については農政課と事前協議されており、許可の見込みはありとの回答を得ています。

3 ページをお願いします。

議案第 3 号

相続税の納税猶予に関する適格者証明について

〔受付番号 1〕

(所在及び面積)

●●●●

(相続人)

●●●●

(被相続人)

●●●●

(納税猶予発生日)

令和 6 年 9 月 1 0 日

(事由)

納税猶予適用のため

4 ページをお願いします。

議案第 4 号

生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明について

〔受付番号 1 4〕

(所在及び面積)

●●●●

(主たる従事者)

●●●●

(申請人)

●●●●

(原因)

故障 (令和 7 年 3 月 3 日)

以下、〔受付番号１〕までの申し出がありました。

内容については、それぞれ記載のとおりです。

なお、受付番号が前後しているのは、受け付けた年度単位で付番しているためであり、以降も同様となりますので、ご了承願います。

５ページをお願いします。

議案第５号

農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業一括設定）について

〔整理番号１〕

（所在及び面積）

●●●●

（権利の種類）

賃貸借権

（貸付人）

●●●●

（借受人）

●●●●

（転貸人）

公益財団法人 愛知県農業振興基金

（期間）

令和７年６月１日から令和１６年１１月３０日まで

以下、８ページ〔整理番号１０〕までの申し出がありました。

内容については、それぞれ記載のとおりです。

９ページをお願いします。

報告第１号

農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出について

〔受付番号 5 1〕

（所在及び面積）

●●●●

（申請人）

●●●●

（転用事由）

駐車場

以下、10ページの〔整理番号1〕までの届出がありました。
内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

11ページをお願いします。

報告第2号

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

〔受付番号 1 6 5〕

（権利の種類）

所有権移転

（所在及び面積）

●●●●

（譲渡人）

●●●●

（譲受人）

●●●●

（転用事由）

住宅建築

以下、13ページ〔受付番号3〕までの届出がありました。
内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

14 ページをお願いします。

報告第3号

農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書について

〔整理番号1〕

(法人の概要)

●●●●

(経営面積)

田 156ha

畑 11ha

(当該事業年度売上高)

195,707,000円

(事業の種類)

生産する農畜産物 水稲、小麦、露地野菜

関連事業等の内容 農作業受託

(構成員の状況)

●●●●

なお、農地所有適格法人の要件である農地法第2条第3項各号は満たしております。

以下、〔整理番号3〕までの届出がありました。

内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

15 ページをお願いします。

農地法第18条第6項の規定による通知書について

〔整理番号1〕

(所在及び面積)

●●●●

(貸付人)

●●●●

(借受人)

●●●●

(解約通知日)

令和 7 年 4 月 2 日

(解約形態)

合意解約

(解約事由)

売買のため

以下、「整理番号 2」までの届出がありました。

内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

16 ページをお願いします。

報告第 5 号

農地改良届出について

〔受付番号 14〕

(所在及び面積)

●●●●

(届出人)

●●●●

(事由)

湿田の嵩上げ

(造成期間)

令和 7 年 3 月 24 日から令和 7 年 5 月 23 日まで

説明は以上です。

清水文高 議案第2号の受付番号1の件ですが、なぜ本人が所有している農地に住宅を建築するのに4条ではなく5条の申請になるのですか。

委 員

事 務 局 本人の所有地だけであれば4条になりますが、今回のように一部が4条、一部が5条の内容であった場合、転用許可申請としては一つの申請にして提出することとなっており、今回は5条の案件として処理するよう県と調整のうえ処理しております。また、転用事由としても他人の土地に建てることになるため分家住宅建築となっております。

議 長 報告第2号の受付番号166の件ですが、譲受人と譲渡人が逆のように思いますが、正しいですか。

事 務 局 申請書どおりですので、正しいです。

清水文高 その申請ですが、こうした場合は不動産会社が地目変更をするのですか。

委 員

事 務 局 登記手続きを誰が行うかまでは把握しておりません。

清水文高 家を建ててから売ったのですか。

委 員

事 務 局 住宅建築する前に転用手続きをする必要があり、申請書の工事着工時期も令和7年4月15日と記載されているため、先に建築していることはないと思います。

議 長 今年度4月から農用地利用集積等促進計画に変更になっていることについて説明をお願いします。

事務局 これまでは農用地利用集積計画により、通称相対と言われていた利用権の設定及び中間管理機構を通じた利用権設定を行っていましたが、基盤法の改正により中間管理機構を通じた利用権設定に一本化され、計画名も変更されました。ただし、実際の手続きに関しては、様式の変更は多少あるもののこれまでとやり方は変わりません。ただ、中間管理機構を通じた貸借は原則地域計画の範囲内でしか行えないこととなっておりますが、実際にはそれ以外の農地においても特例的に貸借ができるようになっていきますので、何か不都合が生じることはないと考えております。またＪＡとも連携しながらサポートしていきます。

議長 農地の貸借に関しては今までどおり窓口はＪＡで良かったですか。

事務局 これまでと同じく窓口は南部と北部の営農センターで受付を行ってまいります。ただし、各支店では受付ができないところもあるかもしれませんので、ご了承ください。

議長 質問等なければ、上程議案並びに報告につきまして採決をいたします。議案第１号から議案第５号及び報告第１号から報告第５号までを原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり。）

議長 異議なしと認め、議案第１号から議案第５号及び報告第１号から報告第５号までを原案通り決定します。
本日の議事は終了しました。これにて、刈谷市農業委員会総会を閉会します。

午後４時４５分、全日程の終了を告げて閉会する。

議事録署名者

会 長 _____

9 番 _____

1 0 番 _____

本会議に参加した者

事務局長

近 藤 浩

係 長

酒 井 武 士

主 査

高 橋 佑 斗

主 事

須 田 裕 介

主 事

加 藤 立 紀